

軽自動車税についてのお知らせ

○軽自動車税とは

車両（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車）に対してかかる税金です。

軽自動車税は、毎年4月1日時点における車両の所有者、または使用者に課税されます。

廃車や譲渡を行った場合は、速やかに所有者変更の手続きをしてください。また、手続きを代行してもらったときは、その結果の確認をお願いします。

変更手続きの窓口および問い合わせ先については、下の表をご確認ください。
※手続きを行う車種に応じて、手続きの窓口や問い合わせ先が異なりますので、ご注意ください。



○身体障がい者の軽自動車税減免申請について

身体に障がいをお持ちの人で、平成31年度の軽自動車税減免申請を予定されている場合は、4月1日時点で本人が車を所有している必要がありますので、車検証などで所有者をご確認ください。

○原動機付自転車など

車種	手続き・問い合わせ	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車（125cc以下の二輪） 小型特殊自動車（農耕作業車、フォークリフトなど） 	税務課 軽自動車税係 Tel (67) 2703	<ul style="list-style-type: none"> 認め印 ナンバープレート（紛失の場合はご相談ください）

○軽自動車など

車種	手続き・問い合わせ
<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車（125cc超～250cc以下の二輪、660cc以下の三輪・四輪） 	熊本県軽自動車協会 Tel050 (3816) 1758 住所 熊本市東区東本町16番3号
<ul style="list-style-type: none"> 二輪の小型自動車（250cc超の二輪・三輪） 	熊本運輸支局 Tel050 (5540) 2086 住所 熊本市東区東町4丁目14-35

**確定申告に関する
ご相談は
電話センター
「0」番へ！**

熊本国税局では、3月15日（金）まで、「確定申告電話相談センター」を開設し、所得税および復興特別所得税、贈与税の確定申告に関するご相談などに電話でお答えしています。

税務署の代表番号にかけていただく、自動音声案内によりご案内しますので、「0」番を選択し、用件をお話してください。申告会場や、受付時間などのお問い合わせには、オペレーターがお答えするほか、問い合わせの内容などにより、電話を転送し、職員などがお答えします。時間帯によっては、電話がつながりにくい場合や、お待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

〈問い合わせ〉

阿蘇税務署

Tel 0967 (22) 0551

※自動音声案内